

大分県介護ロボット導入支援事業実施要領

1 目的

この事業は、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とする。

2 定義

- (1) この要領において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業を言う。
- (2) この要領において、「介護サービス事業者」とは、大分県内において介護サービス事業を行う者を言う。
- (3) この要領において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者を言う。
- (4) この要領において、「介護ロボット」とは、別表1に掲げる機器とする。
- (5) この要領において、「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」とは、別紙2に掲げる経費とする。

3 実施主体

この事業の実施主体は、介護サービス事業者とする。

4 事業内容

- (1) 介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護ロボットを導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う介護サービス事業者で大分県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱による補助を希望する者は、「介護ロボット導入等計画」（別紙 様式1）を策定し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

県は、「介護ロボット導入等計画」を審査し適切と認める場合は、大分県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出を指導す

るものとする。

- (2) この事業により介護ロボットを導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う県内の介護サービス事業者は、県内の介護サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。）で原則として3年以上当該介護ロボット等を使用するものとする。
- (3) 県は、必要な場合は、介護サービス事業者における介護ロボットの使用状況について、「介護ロボット使用状況報告書」（別紙様式2）による報告を求めることができる。
- (4) 県は、「介護ロボット導入等計画」、「介護ロボット使用状況報告書」の内容のうち、先駆的な取り組みで他の介護サービス事業者の参考となるものを、県のホームページ等により他の介護サービス事業者に周知するものとする。

5 適用期日

この要領は、平成27年12月4日から適用する。

この要領は、平成28年5月26日から適用する。

この要領は、平成30年4月23日から適用する。

この要領は、令和2年7月2日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

補 助 対 象 介 護 ロ ボ ッ ト
<p>(1) 移乗介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器 ・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げの動作のパワーアシストを行う非装着型の機器 <p>(2) 移動介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 ・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器 <p>(3) 排泄支援介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ ・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器 ・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器 <p>(4) 見守り・コミュニケーション介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム ・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器 <p>(5) 入浴介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器 <p>(6) 介護業務支援介護ロボット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

※原則として、「センサー」「知能・制御系」「駆動系」の3つの要素技術を持つこと。

※複数の部分で構成されるものについては、介護ロボットとしての最低限の機能を有する部分をもって1台（セット）とする。

別表 2

見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

(対象経費)

- Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費
(配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む) 、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)
- 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。)
- 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む) 、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

別紙様式1

介護ロボット導入等計画

令和 年 月 日

報告担当者職・氏名 _____

報告担当者連絡先 _____

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボット・通信機器の種別	介護ロボット・通信機器の製品名	
購入・リース・レンタルの別	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間（原則として3年以上）	
	令和 年 月 ～令和 年 月	
導入台（セット）数	購入・リース・レンタルに要する経費の内訳	
【介護ロボット導入・通信機器に至る経緯】		
【介護ロボット・通信機器の使用計画】（概ね3年間の使用計画を記入すること。）		
【介護ロボット・通信機器導入により達成すべき目標・期待される効果等】		

<p>要件1及び2をともに満たす場合は記載してください。</p> <p>※内容を審査の上、要件を満たすと認められる場合は補助率3/4</p> <p>※本計画の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告していただきます。報告内容は、県を通じて国に報告することになっています。</p>	
<p>要件1</p> <p>少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定している。</p>	
従前の介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	
<p>要件2</p> <p>利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している。</p>	
利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	

介護ロボット使用状況報告書

令和 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボット・通信機器の種別	介護ロボット・通信機器の製品名	
介護ロボット・通信機器導入時期	導入台（セット）数	
令和 年 月 日		
【介護ロボット・通信機器の使用状況（使用する業務・使用頻度等）】 ※日々の活用状況等、具体的に記載すること。		
【介護ロボット・通信機器の導入効果（導入による業務改善状況等）】 ※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、具体的に記載すること。		
【介護ロボット・通信機器の不都合な点】		

要件1及び2をともに満たし、補助率3/4を適用した場合は記載してください。	
要件1	
少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定している。	
従前の介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後の介護職員等の人員体制	
導入計画時に立てた、見込みの人員体制と異なる場合はその理由	
要件2	
利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している。	
利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	